

合併についての 住民説明会を 行います



住民の皆さん、ぜひ、ご参加ください。

日程表

日時	会場
平成19年11月10日(土) 午後3時から	静岡市役所清水庁舎3階 313会議室
平成19年11月10日(土) 午後6時30分から	由比町中央公民館2階 大ホール



会長あいさつ

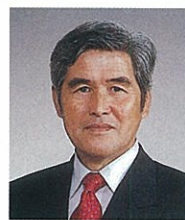
静岡市長 小嶋 善吉

由比町からの申入れを受け設置された静岡市・由比町合併協議会は、協議の最終段階を迎えることとなりました。

合併協議会では、徹底した情報公開のもと、合併の期日や合併基本計画、事務事業のすり合わせ方針など、合併に関する様々な項目について協議を重ねてまいりました。

住民説明会は、これまでの協議の成果を住民の皆様へ説明し、意見交換を行うことを目的に開催いたします。

地方分権の潮流が一段と加速される中で、私たちの子どもや孫の世代にとって、この地域が如何にあるべきかを皆様と共に考えていきたいと思っておりますので、是非ご来場ください。



副会長あいさつ

由比町長 望月 俊明

7月9日に静岡市・由比町合併協議会を設置し、現在まで協議項目全般にわたり協議を進めてまいりました。

合併協議会が最終段階を迎えたことから、これまでの協議結果を住民の皆様へ説明すると共に、皆様方からご意見をお伺いしたく住民説明会を開催いたします。

私は、由比町の将来を見据え、また、次世代を担う青少年やこれから生まれてくる子どもたちの未来を考え、静岡市との合併実現に向け強い決意を持って合併協議会に臨んでまいりました。

住民説明会には、より多くの皆様にご出席いただけますようお願いいたします。

合併をすると...

- ①住民票の発行などができる行政窓口や利用できる公共施設(図書館等)が増加し、**住民生活の利便性が向上**します。
- ②小規模な自治体では設置困難な専門部門や専門職が確保でき、**高度で多様なサービスの提供が可能**になります。

問い合わせ 静岡市・由比町合併協議会事務局

静岡市企画調整課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 TEL 054-221-1287 FAX 054-221-1295
Eメール kikaku@city.shizuoka.jp

由比町まちづくり課 〒421-3104 庵原郡由比町北田110-1 TEL 054-376-0125 FAX 054-376-0110
Eメール machizukuri@yuicho.jp

1 合併協議会での協議状況



(平成19年10月9日現在)

1 基本項目の協議

項目	協議結果
1 合併の方式	庵原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。 なお同区域は清水区の区域に編入するものとする。
2 合併の期日	平成20年11月1日とする。
3 合併後の市の名称	静岡市とする。
4 合併後の市の事務所の位置	静岡市の現在の事務所の位置とする。
5 財産及び公の施設の取扱い	由比町の財産及び公の施設は、全て静岡市に引き継ぐものとする。

2 法による特例項目の協議

項目	協議結果
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は、適用しない。
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	由比町農業委員会は、静岡市農業委員会に統合する。 ただし、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定により、由比町の農業委員会の選挙による委員のうち1人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
8 地方税の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、由比町の区域については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により、合併の属する年度及びこれに続く2年度に限り、事業所税を課税免除し、都市計画税の税率を0.2%とする。
9 一般職の職員の身分	由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	地域審議会及び地域自治組織は設置しない。 ただし、由比地区からの意見交換の要望について配慮するものとする。

3 合併基本計画

項目	協議結果
11 合併基本計画	「2 合併基本計画登載事業」に中間素案の内容を記載。

4 一般項目の協議

項目	協議結果
12 一部事務組合等の取扱い	【協議中】
13 使用料、手数料等の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、由比町独自の施設の使用料等は、当分の間、現行のとおりとする。
14 国民健康保険事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。
15 組織及び機構 (※付帯意見あり)	静岡市の組織及び機構に統一する。 なお、激変緩和のため、由比町の区域に平成20年11月1日の合併期日から平成21年3月31日までは、規模や機能を検討し、支所的機能を設置する。その後は、支所的機能を段階的に縮小し、当分の間、事務所を置くものとする。
16 特別職の職員の身分	由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。
17 条例・規則の取扱い	静岡市の条例・規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

18 公共的団体等の取扱い	合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努め、可能な限り合併時に静岡市の当該団体に統合するものとする。
19 補助金、交付金等の取扱い	静岡市の制度に統一する。
20 行政連絡機構の取扱い	静岡市自治会連合会に統合する。 広報紙の配付等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一する。
21 町・字名の取扱い	由比町の町・字名は、清水区を冠したうえで、原則として現行のとおりとする。ただし、合併に際し、由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。
22 各種福祉制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。
23 慣行の取扱い	静岡市の制度に統一する。
24 保健衛生事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。
25 清掃事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。
26 各種産業制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。
27 教育制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。
28 消防団の取扱い	静岡市消防団に統合する。
29 上水道事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。
30 下水処理事業の取扱い	合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。
31 各種事務事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。



※ [付帯意見] 由比町民の不安解消に向け、最大限の努力をしてほしい。

2 静岡市・由比町合併基本計画登載事業

1 市が実施する事業

(1) 健康・福祉

事業名

子育て支援の推進

1 保育所の運営

女性の社会進出の増大と就労形態の多様化の中で、要保育児童の保育と保育環境の充実

2 児童館の運営

児童に安全かつ創造的な遊びの活動を体験させ、健全育成を図ると共に、地域の人達との交流の場として運営

3 放課後児童クラブの運営

留守家庭児童の健全育成を図ると共に、子育てと就労の両立を支援

救急医療対策事業

毎夜間及び休日等の救急医療体制を確保するための事業を実施

(2) 文化・学習

事業名

教育施設の整備

次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育むことができる教育環境の整備推進

- 中学校管理棟等

スポーツ施設の整備

生涯スポーツの推進を図る環境整備

- スポーツ施設改修

スポーツ拠点づくり推進支援

生涯スポーツの拠点づくりを推進する事業支援

- スポーツ大会の開催支援

(3) 生活環境

事業名

生活排水対策事業

地域の実情に応じ、公共下水道、合併処理浄化槽等を効率的に組み合わせ、清潔で快適な市民生活を支える環境を整備

上水道事業

災害に強く、良質な水道水の安定的な給水体制の確立

- 浄水場、配水場、管網等の整備

災害時の水利対策事業

予想される大規模地震に備え、災害時における水利の確保を図るため、耐震性小型貯水槽を整備

治山事業

山地災害の発生を未然に防ぐため、森林整備や治山ダム等の設置

河川改修事業

災害の発生を未然に防ぐため、流下能力の不足する河川等を改修、整備

(4) 産業・経済

事業名

商工業活性化支援

地場製品のPR、イベント等を支援し、商工業の活性化を推進

漁港整備事業

1 由比漁港整備 ●護岸道路等

2 小規模局部改良

水産用共同施設整備支援

水産業の合理化、近代化を図るため共同施設の整備を支援

間伐材漁礁設置事業

間伐材を利用して、海洋資源を豊かにする沿岸漁場の整備開発を実施

(5) 都市基盤

事業名

道路の整備

1 主要幹線道路の整備

一体化を促進するため、都市内交通の大部分を占める主要な幹線道路の重点的な整備

2 生活道路の整備

市民の使用頻度の高い生活道路を整備

バス路線維持対策事業

地域住民の重要な生活路線である不採算バス路線の存続と外出機会の創出と拡大による地域の活性化やコミュニティの向上を図るため、バス路線の維持対策を実施

(6) 行財政

事業名

国際化の推進

社会の様々な局面でグローバル化が進行する中で、国際化に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進

2 静岡県が実施する事業

事業名

地すべり対策事業

県土の保全と民生の安定を図るため、地すべり対策事業を推進する。(白井沢)

治山事業

土砂災害から生命、財産を守るため、治山事業を推進する。(槍野)

畑地帯総合整備事業

農業における担い手の育成・強化を図り、意欲ある農業経営体が活躍できる生産基盤・環境整備を総合的に推進する。(西山寺阿僧地区)

農道整備事業

農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資する農道の改良を推進する。(東山寺地区)

急傾斜地崩壊対策事業

土砂災害から生命、財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。(西山寺寺下)

河川の整備

災害を未然に防ぐため、河川整備を推進する。(由比川)

砂防事業

土砂災害から生命、財産を守るため、砂防事業を推進する。(白井沢)

3 財政計画

(1) 歳入(5年間の合計)

(単位:億円)

区分	金額	備考
地方税	6,945	
地方譲与税	1,069	
地方特例交付金	27	
地方交付税	462	
国・県支出金	2,030	
市債	1,801	
その他	1,280	使用料、手数料等
合計	13,614	

(2) 歳出(5年間の合計)

(単位:億円)

区分	金額	備考	
義務的経費	人件費	2,433	
	扶助費	1,929	
	公債費	1,911	
投資的経費	普通建設事業費等	3,288	
その他	物件費	1,614	
	維持補修費	128	
	補助費等	1,370	
	その他	941	繰出金、投資及び出資金・貸付金等
合計	13,614		

この財政計画は、普通会計ベースで推計しています。

